

会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について  
理事会決議（自主規制会議決議）

平成 17 年 12 月 6 日  
日本証券業協会

1. 目的

この理事会決議は、会員が、顧客による上場株券等（「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」公正慣習規則第 5 号第 2 条 1 号に定める上場株券等をいう。以下同じ。）の不公正取引を防止するための売買管理体制（以下「上場株券等の売買管理体制」という。）を整備するにあたり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資家の信頼を維持、向上させることを目的とする。

2. 上場株券等の売買管理体制の整備

会員は、次に掲げる措置を講じることにより、上場株券等の売買管理体制を整備するものとする。

(1) 社内規則の制定

会員は、上場株券等の売買管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- ① 売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
- ② 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に関する事項
- ③ 売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
- ④ 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する事項
- ⑤ 顧客に対して行う売買審査に関する事項
- ⑥ 売買審査の結果に基づく措置に関する事項
- ⑦ その他必要と認められる事項

(2) 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握

会員は、上記（1）で定めた社内規則に基づき、適時、モニタリング（顧客の売買商品、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めるものとする。

(3) 売買審査

会員は、上記（1）で定めた社内規則に基づき、次の①から④に定める規定に従って売買審査を行うものとする。

- ① 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、本協会が別に定める抽出基準に従い行

うものとする。ただし、当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合には、当該会員における顧客管理体制等を勘案し、適切と認められる抽出基準に変更することができるものとする。

- ② 上記①ただし書きの規定にかかわらず、非対面取引（顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識又は処理される取引をいう。以下同じ。）については、本協会が別に定める抽出基準に従って抽出される顧客の数が、一般的に適切と評価される売買審査体制を勘案し過大であり、かつ、本協会が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、上記①本文の規定により抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、当該抽出基準を変更することができないものとする。
- ③ 上記①、②により抽出された顧客が行った取引については、本協会が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行うものとする。
- ④ 上記③に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

#### (4) 社内記録の作成、保存

会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存するものとする。

- ① (3) ③に規定する売買審査の結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び顧客に対して行った措置
- ② 非対面取引に係る抽出基準を変更した場合における変更理由

### 3. 社内規則の見直し等

会員は、上記2.(1)で定めた社内規則について役職員に周知・徹底を図り、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせること等により、その実効性を確保するものとする。

## 付 則

この理事会決議は、平成18年6月1日から施行する。

別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表

売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。

	銘柄		顧客
1	当該会員の売買関与率が高い銘柄	1	特定の銘柄について売買関与率の高い顧客
2	当該会員が立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った銘柄	2	特定の銘柄について、立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った顧客
3	当該会員が同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った銘柄	3	特定の銘柄について、同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った顧客
4	当該会員が目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った銘柄	4	特定の銘柄について、目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った顧客
5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	5	証券取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客
6	当該会員が売買を行った全ての銘柄	6	その他不公正取引を行った疑いのある顧客

- (注) 1. 上記1から4については、会員が売買を行った全ての銘柄について、売買審査の対象となる顧客を抽出することができる。
2. 証券取引法第34条第2項第1号の投資一任契約及び「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」(昭和40年大蔵省令第60号)第1条第1項各号に掲げる契約に基づいて行う売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。
3. 立会外売買(証券取引所の定める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。)及び取引所有価証券市場外での売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。